

まんのう町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算） ※公表されている最新の決算額

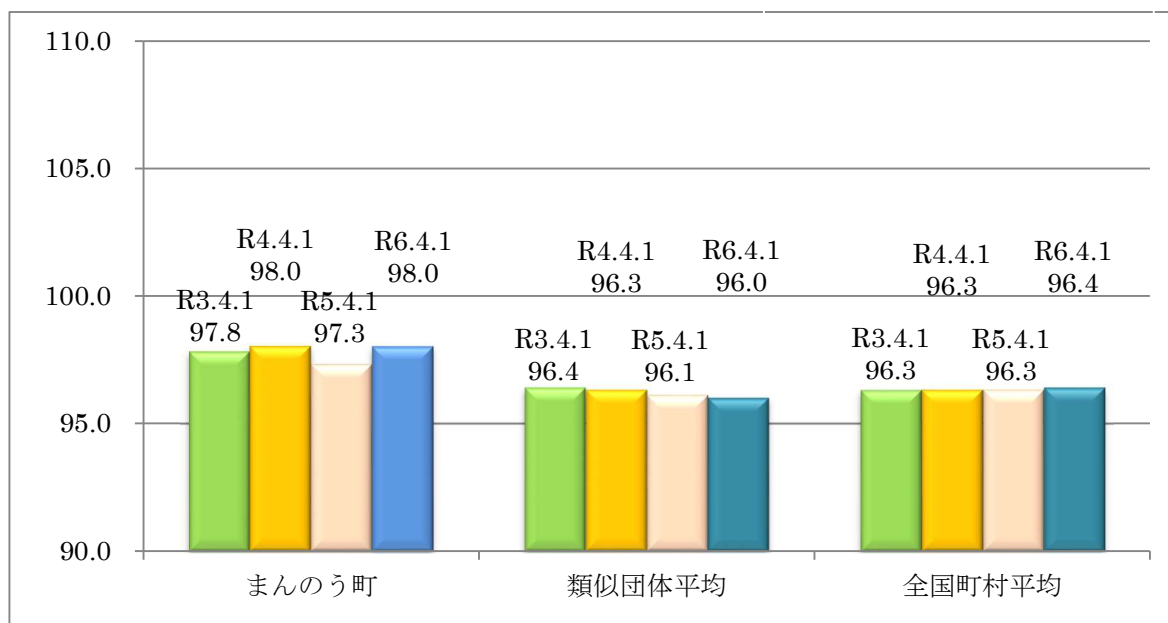
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和4年度の 人件費率
令和 5年度	人 17,610	千円 12,072,647	千円 308,479	千円 2,124,009	% 17.59	% 16.31

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 196	千円 741,156	千円 91,684	千円 288,816	千円 1,121,656	千円 5,723	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））、フルタイム会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.9 %、最高 3.6%引き下げを実施。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準 6%に対し、まんのう町においては 3.2%を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施し、平成 29 年 4 月 1 日以降は 3.2%を支給。

	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後									
国 基 準 に よ る 支 給 割 合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
ま ん の う 町 の 支 給 割 合	0 %	3 %	3 %	3 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %

③ その他の見直し内容

(見直し内容) 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
まんのう町	45.3歳	328,500円	381,009円	355,774円
香川県	42.9歳	325,406円	412,347円	357,780円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.8歳	314,252円	365,587円	337,203円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	公務員				民間			A/B
		職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
まんのう町	53.3歳	7人	356,600円	367,715円	356,600円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.8歳	3人	365,700円	388,100円	365,700円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.23
うち学校給食員	51.1歳	3人	347,200円	349,900円	347,200円	調理士	43.2歳	250,200円	1.40
うち用務員	— 歳	1人	— 円	— 円	— 円	用務員	49.1歳	244,800円	—
うちその他	— 歳	0人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
香川県	55.9歳	9人	299,869円	320,872円	314,739円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	6人	290,694円	312,234円	300,691円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
まんのう町	—	—	—
うち清掃職員	6,448,400円	4,376,300円	1.47
うち学校給食員	5,824,300円	3,321,600円	1.75
うち用務員	—	3,297,300円	—
うちその他	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
まんのう	39.7歳	292,411円	326,485円
香川県	41.3歳	351,154円	395,885円
類似団体	40.2歳	299,367円	328,836円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	まんのう町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	(Ⅱ種)220,000円
	高校卒	194,500円	(Ⅲ種)188,000円
技能労務職	高校卒	180,600円	—
医療職	医大卒	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数10年 (8年以上13年未満)	経験年数20年 (18年以上23年未満)	経験年数25年 (23年以上28年未満)	経験年数30年 (28年以上33年未満)
一般行政職	大学卒	259,564円	350,488円	370,033円
	高校卒	—	—	373,860円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

- (注) 経験年数の前後2年の職員の平均値を算出し、各区分1名の場合には、公表しない。

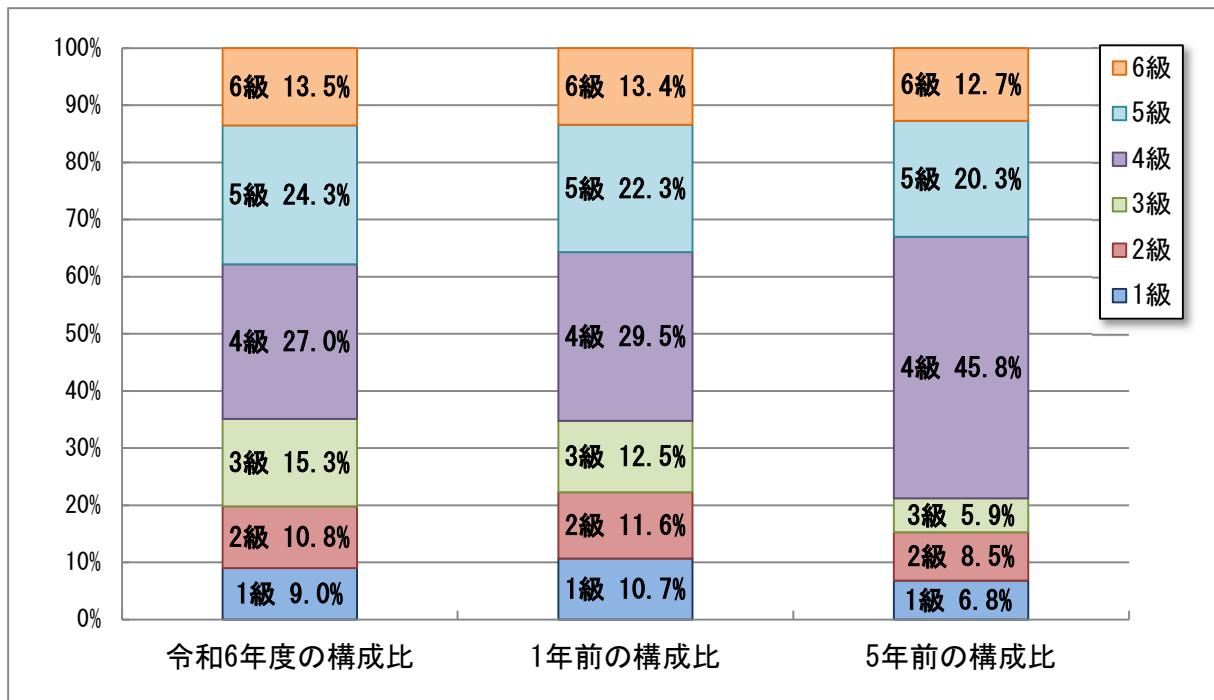
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和6年4月1日現在)

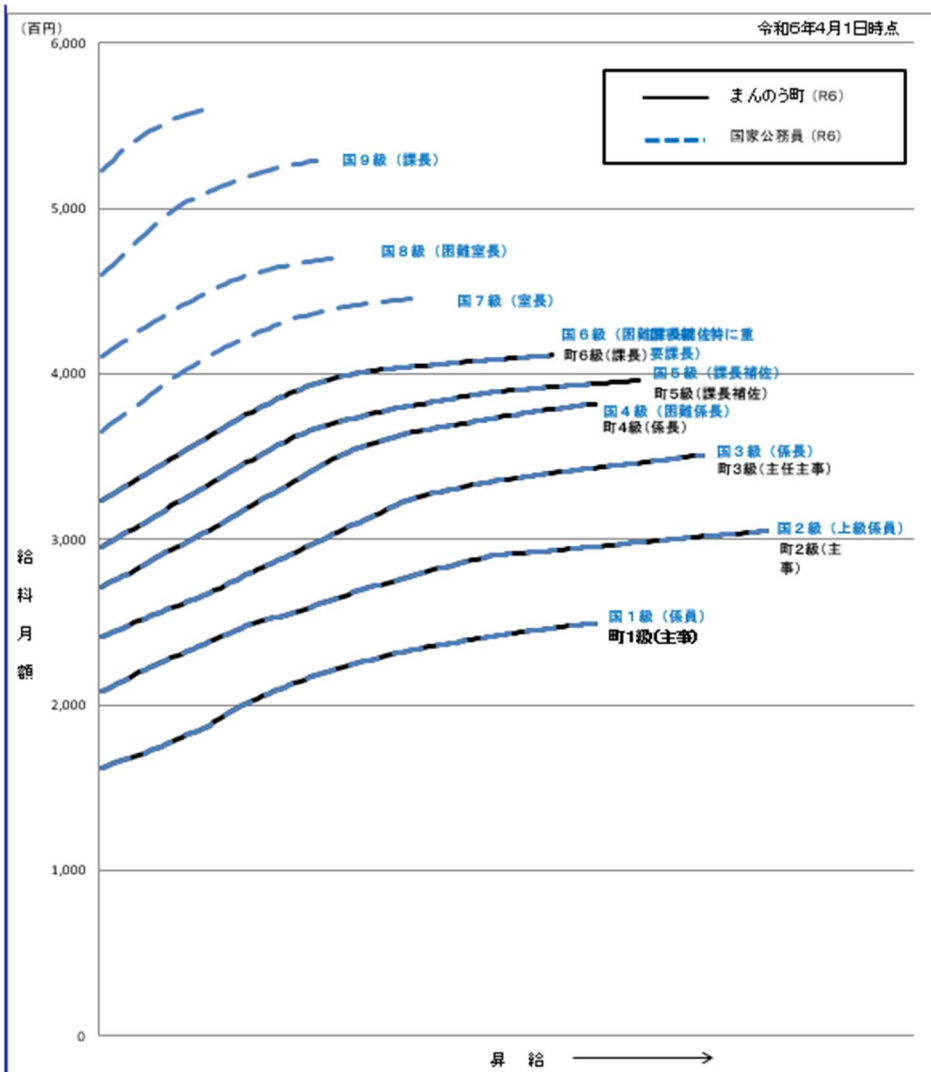
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	10人	9.0%	162,100円	249,400円
2級	主事	12人	10.8%	208,000円	305,200円
3級	主任主事	17人	15.3%	240,900円	351,000円
4級	主査、係長	30人	27.0%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐	27人	24.3%	295,400円	396,000円
6級	課長、支所長、局長、 室長、次長、参与、主幹	15人	13.5%	323,100円	411,300円

- (注) 1 まんのう町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年 10 月に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 6 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

まんのう町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,604千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,704千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分(0.975)月分 (※2.45)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分(0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム（パートタイム）会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○

ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当

(令和6年4月1日現在)

まんのう町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	一千円	一千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			760 千円
支給職員一人当たりの平均支給年額 (令和5年度決算)			380 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	15%	1 人	15%
県内 (高松市)	3.2%	1 人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.3 (97.3)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(注) 支給対象職員が少数であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）			823千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			30千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			12.4%	
手当の種類（手当数）			9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職 技能労務職	感染症患者等の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件等の処理作業に従事したとき	－ 千円	1日1,000円 特に必要と認める場合は増額可能
行旅病死入処理手当	一般行政職 技能労務職	行旅病死入の処理に従事したとき	－ 千円	1病人1,000円 1死人2,500円
清掃業務手当	一般行政職 技能労務職	清掃業務に従事した者	760千円	作業員半日750円 運転手半日500円
し尿汲取業務手当	一般行政職 技能労務職	し尿くみ取業務に従事した者	7千円	作業員半日750円 運転手半日500円
野犬等引取手当	一般行政職 技能労務職	野犬等の引取り及び野犬等駆除に従事する職員（死体含む）	17千円	1件1,000円
往診従事医師手当	医師	町立診療所医師が、患者の往診を行ったとき	－ 千円	往診1件につき 診療報酬の10%
診療所医師特殊勤務手当	医師	医師が診療所業務に従事したとき	－ 千円	1月50,000円
災害時応急作業手当	全職員	災害時の応急作業又は巡回監視、連絡業務等に従事した者	39千円	1日600円 日没から日出の間は 100分の50を加算

教員特殊業務手当	学校に勤務する職員	対外運動競技等の指導業務 部活動の指導業務	- 千円	1日4,250円 1日1,900円 その他
----------	-----------	--------------------------	------	-----------------------------

(5) 時間外勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	31,007 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	190 千円
支給実績（令和4年度決算）	28,076 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）	172 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養 6,500円 ※16歳から22歳の年度末までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	—	24,185千円	268,720円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃23,000円以下: 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超: (家賃-23,000円)/2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	同	—	7,341千円	271,880円
通勤手当	【交通機関利用者】 ・6箇月定期等の運賃相当額 (55,000円を限度) 【自動車等利用者】 ・距離区分に応じて: 2,700円～30,700円	同 異	— 国: 2,000円～31,600円	13,545千円	72,432円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める職員	異	支給金額	23,206千円	429,741円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円	同	—	0千円	0円
初任給調整手当	医師及び歯科医師である職員に採用の日から一定期間支給 ・職員の区分および採用日以後の期間の区分に応じ 415,600円内	同	—	4,987千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給料	町副教	町育長	774,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			598,000円	840,000円 / 624,600円
			564,000円	683,000円 / 550,000円
報酬	議副議	議長員	328,000円	381,000円 / 273,000円
			299,000円	317,000円 / 221,000円
			284,000円	299,000円 / 203,000円
期末手当	町副教	町育長	(令和5年度支給割合) (6月期: 1.625月分 12月期: 1.725月分) 計: 3.35月分	
			(令和5年度支給割合) (6月期: 1.625月分 12月期: 1.725月分) 計: 3.35月分	
退職手当	町副教	町育長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
			774,000×在職月数×0.365	13,560,480円 任期毎
			598,000×在職月数×0.220	6,314,880円 任期毎
			564,000×在職月数×0.165	4,466,880円 任期毎
	備	考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

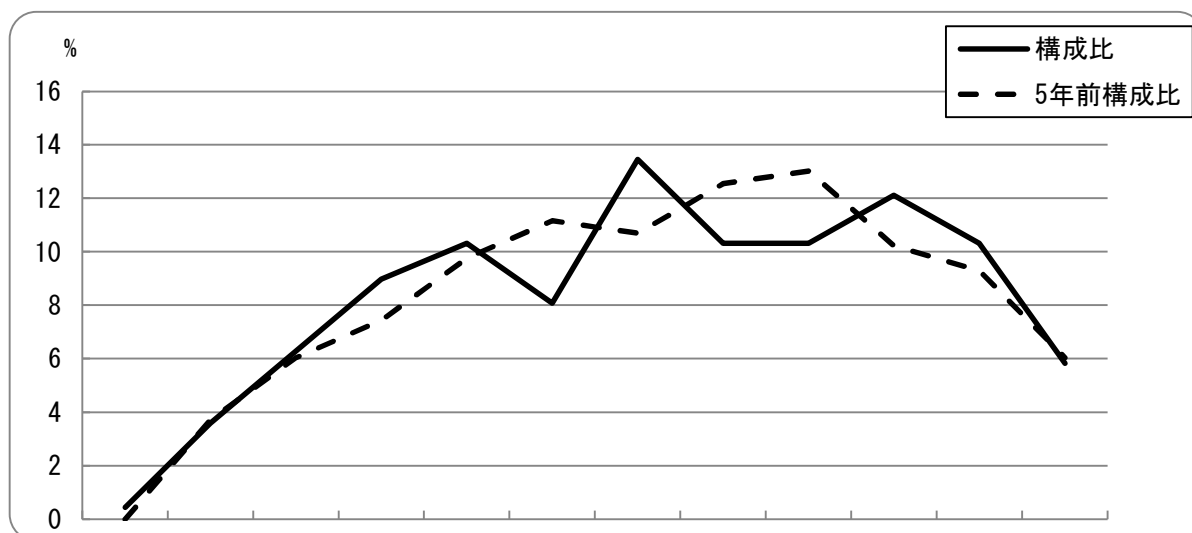
区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	定員管理対象外補充 (▲1) 母子関連業務対応人員 (1) 定員管理対象外補充 (▲1) 定員管理対象外補充 (▲1)
		総務企画	43	43	0	
		税 務	11	11	0	
		民 生	37	36	▲ 1	
		衛 生	15	16	1	
		農林水産	21	20	▲ 1	
商 工		5	4	▲ 1		
土 木		5	5	0		
	計	140	138	▲ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 79.54人 (類似団体の人口1万当たりの職員数80.86人)	
	教育部門	56	59	3	専門職員 (1)、欠員補充 (2)	
	小 計	196	197	1	<参考> 人口1万当たり職員数 113.54人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 100.34人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	4	4	0	
		水 道	6	6	0	
		下 水	3	3	0	
		道 他	13	13	0	
		そ の 他	13	13	0	
	小 計	26	26	0		
合 計			222 [250]	223 [250]	1 [250]	<参考> 人口1万当たり職員数 125.07人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)



	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 1	人 8	人 14	人 20	人 23	人 18	人 30	人 23	人 23	人 27	人 23	人 13	人 223

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	127	132	131	136	140	138	11(8.7%)
教 育	60	58	55	54	56	59	▲1(▲1.7%)
公営企業等会計合計	28	28	30	27	26	26	▲2(▲9.1%)
総合計	215	218	216	217	222	223	8(3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。